

第5回 久慈市農業委員会議事録

- 1 日 時 令和7年7月22日（火）15時30分～16時30分
- 2 場 所 平庭山荘
- 3 議 事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の届出書の提出について
報告事項(2) 会務報告
- 4 出席者 農業委員及び農地利用最適化推進委員 29名(別添名簿のとおり)
事務局 事務局長 澤 口 紀 子
農地係長 大 道 学
主任 長 代 美 穂
農政課 主 査 大 崎 純

第 5 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員		
議席	氏 名	出席
1	外 里 明 美	○
2	三 上 昌 明	○
3	鹿 糠 勢津子	○
4	木 村 晴 子	○
5	安堵城 克 芳	○
6	宇 部 文 人	○
7	鹿 糠 勇	○
8	内久保 宏 明	○
9	大鹿糠 正 行	○
10	成 田 晃 彦	○
11	米 澤 豊	○
12	宇 部 慎 二	○
13	中 塚 義 弘	○
14	上 村 信 志	○
15	田 村 英 寛	○

農地利用最適化推進委員		
地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
宇部	大 崎 惠 作	○
大川目	小 倉 明	○
長内	佐 藤 正 義	○
夏井	中川原 広 志	
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	二 橋 光 博	○
山形	石羽根 忠 志	○
山形	長 内 幸 一	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	大 上 和 義	○

5 会議の内容

	発言主旨
15 : 30 開会 会長	ただ今から、令和 7 年度第 5 回久慈市農業委員会議を開会いたします。 (会長あいさつ) それでは事務局からお願いします。
事務局長	本日の欠席通告委員を報告いたします。中川原推進委員より欠席通告がありました。以上です。
会長	それではこれより議事に入ります。まず、議事録署名委員及び会議の書記の指名を行います。久慈市農業委員会会議規則第 10 条に、規定する、議事録署名委員及び書記を当職から指名させていただくことで、ご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声) 異議なしということでございますので、議事録署名委員には、9 番大鹿糠委員、10 番成田委員お願いします。書記には事務局の大道係長を指名いたします。 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。
長代主任	農地法第 3 条の規定による許可についてです。付議番号 1 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由はそれぞれ記載の通りとなっております。本申請地ですが、平成 27 年 8 月に、農地法第 3 条にて 10 年間の使用貸借許可となっていた農地の更新申請となります。譲受人である〇〇法人が行う就労支援事業のため、農地を借り受けて、従業員及び利用者により農作業を行うものです。使用貸借期間は令和 7 年 8 月から令和 17 年 8 月までの 10 年間ということで申請が出ております。 次に付議番号 2 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は、記載の通りとなっております。農業経営拡大の目的のために売買するものとなります。売買額は〇〇万円と伺っております。 付議番号 3 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りです。相続により取得した農地を農業従事者へ売買するものとなります。売買額は 3 筆、合わせて〇〇万円と伺っております。 付議番号 4 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、申請事由は、記載の通りとなっております。本申請地ですが、贈与となっております。譲渡人、譲受人のご関係ですが、もとお隣同士だそうです。譲渡人ですが、ご両親がご存命だった頃、隣人の土地の上に建物を建ててしまったようで

	発言主旨
	す。その分の固定資産税を所有者である隣人が納め続けていたという理由などもあって、ご両親が亡くなり、相続した農地が、隣人のご自宅の隣の土地だったこともあり、農地の贈与に至ったと伺っております。また補足ですけれども、譲渡人が、間違っって建物を建ててしまった土地の部分に関しては、分筆して、譲渡人へ譲渡する手続きを進めているとのこと伺っております。以上で付議番号1番から4番の説明を終わります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告をお願いします。付議番号1番大鹿糠委員、付議番号2番桑田推進委員、付議番号3番鹿糠勇委員、付議番号4番下館靖推進委員お願いをします。
大鹿糠委員	付議番号1番について報告をいたします。場所は〇〇学校北側、近くには〇〇店の〇〇センターがあります。現地では譲渡人がリンゴの栽培を営んでおり、その一部を今回、譲受人が施設の方々と一緒に野菜の作物を栽培するというので、現状はキュウリ、キャベツ等の野菜が栽培されており、引き続き、契約の更新ということなので使用貸借として問題ないものとして見て参りました。以上よろしくお願ひします。
会長	付議番号2番お願ひします。
桑田推進委員	付議番号2番です。申請地は国道〇〇号線を北上し、〇〇交差点から10分位行ったところですが、ここはまさしく牧場等がいっぱいあって、どこを見ても牧草地でした。牧草地ということで間違いありません。よろしくお願ひします。
会長	続いて、付議番号3番、お願ひします。
鹿糠勇委員	付議番号3番、申請地の1筆は譲受人の自宅裏になり、田んぼは今現在、他の方が作付けしており、米刈が終わってからの引き渡しになるということです。あと2筆は耕作放棄地になっておりましたが、草刈等はされておりました。以上です。
会長	付議番号4番お願ひいたします。
下館靖推進委員	付議番号4番についてご報告いたします。場所は〇〇郵便局の裏に当たるところです。先ほど事務局から説明あった通りですが、宅地と農地

	発言主旨
会長	<p>の交換をするような形ですが、理由は贈与ということです。譲受人は、現在も 7,500 m²程の農地を持っており、拡大するということですので、問題ないものと見て参りました。ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議案第 1 号について、事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>なしという声があります。質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第 1 号について特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは意見がないものとして決しました。続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可についてを議題とします。事務局より議案の説明を願います。</p>
長代主任	<p>付議番号 1 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りとなっております。譲受人の住宅を建設する目的で売買するものです。売買額は〇〇万円と伺っております。平成 8 年頃、〇〇病院の移転に伴い、本申請地の周辺で土地造成事業が行われた際に、転用許可がまだ出てないにもかかわらず、盛土や水道の引き込み工事を行ってしまったとのことで、始末書が出されております。</p> <p>付議番号 2 番、土地の表示、譲渡人、譲受人、転用事由は記載の通りです。譲受人の従業員用の駐車場の整備を目的とした転用になります。売買額は〇〇万円と伺っております。</p> <p>付議番号 3 番、土地の表示、譲渡人、譲受人転用事由は記載の通りとなっております。譲受人の自宅までの通路へ転用するものになります。譲渡人と譲受人のご関係はご親戚です。これまで、譲受人の住居近くに駐車場がなく、県道付近の空いている土地に車を停めて、自宅まで徒歩で移動していたとのことで、荷物の運搬など、不便なことが多いことから、県道から自宅までの間の土地に駐車場及び通路を設置するとのことです。駐車場の方は、隣地に住んでいる方が、宅地の一部を使わせてくれるとのことで、県道から駐車場までの通路部分については、今回の転用申請内容となります。5 条については以上になります。説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。続いて現地調査員からの報告を願います。付議番号 1 番、下館靖推進委員お願いします。</p>

	発言主旨
下館靖推進委員	付議番号1番、現地は〇〇の建物の裏側に当たるところであります。現況は土が盛っており、一部砂利が引かれておりました。農地として復旧するには、到底、無理な状況です。事務局から説明あった通り、始末書も出ているということですので、いた仕方ないかと見て参りましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	付議番号2番については、鹿糠勇委員お願ひします。
鹿糠勇委員	県道で〇〇方面に向かい、〇〇店のセンター付近、〇〇会社の隣の土地になります。草刈り等管理はできてないようですが、譲渡人は遠方に住んでおり、譲受人は、会社の隣の土地を従業員用の駐車場にしたいということでの申請です。やむを得ないものとして見てまいりました。ご審議の程よろしくお願ひします。
会長	付議番号3番について、外里委員さん、お願ひします。
外里委員	現地ですが、〇〇郵便局を通り過ぎて〇〇バス停付近、県道に面した畑です。現地の利用状況ですが、10センチほどの草が生えていたましたが、作物が植えられている様子で畑として利用されておりました。周辺は宅地化が進んでおりましたし、代わりとなる土地がないので、やむを得ないと思いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	議案第2号について事務局と現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声がありますので質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第2号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) ありがとうございます。意見がないものとして決しました。 次に議案第3号、農地法の適用外証明についてを議題とします。事務局より議案の説明を願ひます。
長代主任	議案第3号農地法の適用外証明願についてです。付議番号1番、〇〇町、畑320㎡、地目は畑ですが、現況は雑種地となっております。本申請地ですが、申請者は相続により取得しておりますが、前所有者のときから耕作放棄されている様子で、20年以上、農地として利用されておらず、また今回の申請者も相続時に農地という認識がなかったと、現在

	発言主旨
	に至ってしまったということから申請するものであります。適用外の証明願の説明は以上になります。
会長	事務局の説明が終わりました。続いて現地調査委員からの報告をお願いします。桑田推進委員お願いします。
桑田推進委員	現地は国道を北上し、〇〇神社から約3分海側の方に行ったところですが、もう畑として、利用はできない状態で、立木、栗の木だと思っんですが、5mから10mという太い木が並んで立っております。畑に戻すのは無理だと思いますので致し方ないと思われました。以上です。
会長	議案第3号について事務局の現地調査員の報告が終わりました。質疑を許します。 (「なし」の声) なしという声がありますので、質疑を打ち切ります。採決いたします。議案第3号について特に意見がないものとしてよろしいですか。 (「異議なし」の声) ありがとうございます。そのように決めます。次に報告事項(1)農地法第3条の3第1項の届け出の提出についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
長代主任	報告事項(1)農地法第3条の3第1項の規定による届け出書の提出についてです。土地の表示、届け出人は記載のとおりです。18ページにかけて、全部で12件、届け出がありました。届け出事由はすべて相続によるものとなります。以上で報告事項終わります。
会長	報告が終わりました。次に報告事項(2)会務報告をお願いします。事務局長。
事務局長	(会務報告：6月21日～7月22日)
会長	他にございませんか。 (「なし」の声) それでは、以上をもちまして、第5回久慈市農業委員会議を終了いたします。
16:30 閉会	